

環 第 3 3 6 号

令和8年7月3日

H S E株式会社

取締役社長 石 田 桂 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人

(公印省略)

(仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
について (通知)

令和8年2月3日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例
(平成10年千葉県条例第26号) 第10条第1項の規定による環境の保全の見地からの
意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4135

(仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見

本事業は、銚子市内で供用されている単機出力1,990kWの風力発電機（以下「既設風車」という。）6基が撤去された後に、HSE株式会社が新たに風力発電機（以下「新設風車」という。）を最大7基設置し、総出力を25,560kWとする計画である。新設風車は単機出力が4,000～5,000kWであり、既設風車と比べ大型化する。新設風車のうち4基は既設風車と同位置に設置し、その他の風車は、既設風車から北西3km程度の新たな場所に設置する計画である。また、新設風車の配置の一部や出力、ローター直径、全高、基礎構造などの事業計画の詳細は今後決定することとされている。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は大部分が丘陵地に位置し、畑地で占められており、事業区域の周囲には常緑広葉樹二次林が分布している。また、事業区域及びその周辺では、サシバ等の希少な猛禽類の存在が確認されているほか、埋蔵文化財包蔵地が多数存在している。

事業区域の周辺には、他の事業者が供用する陸上風力発電機が複数存在しており、本事業の実施による環境影響に加えて累積的な影響が想定される。また、事業区域の周辺100メートル圏内には、社会福祉施設及び複数の住宅が存在することから、周辺環境への十分な配慮が必要である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価を適切に実施するとともに本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 事業計画

事業計画の決定に当たっては、より低騒音の風力発電機を選定するなど、環境影響をできる限り回避又は低減できるよう検討すること。また、新設風車の規模、配置等の諸元について、検討の経緯を含め、準備書に記載すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法

(1) 全般的事項

ア 事業区域及びその周辺には、本事業に加えて他事業の風力発電機が複数存在することから、これらによる累積的な環境影響が考えられる騒音及び超低周波音、日照阻害（風車の影）、景観並びに鳥類等について、適切に環境影響評価を行うこと。

イ 新設風車の設置に伴い実施する電線路等付帯設備の設置工事が事業区域外に及ぶ場合は、その影響について検討し、必要に応じて当該範囲を事業区域に加え、関連する環境影響評価項目を選定すること。

(2) 水文環境及び地盤

新設風車の配置、基礎構造及び施工方法によっては、地下水への影響及び地盤沈下の発生が懸念されることから、事業区域及びその周辺における地下水の状況、地質構造、軟弱地盤の分布等を把握し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。

(3) 騒音及び超低周波音並びに振動

ア 施設の稼働による騒音及び超低周波音について、風車騒音は振幅の変調があり、わずらわしさ（アノイアンス）が高い等の特殊性があることを踏まえ、国内外の知見を収集し、環境影響評価を行うこと。なお、20ヘルツから100ヘルツの低周波音を含め、風力発電機から発生する音の周波数帯に係る情報を適切に把握すること。

イ 建設機械の稼働及び施設の稼働に係る調査地点について、事業区域の最寄り住宅付近として11地点を選定しているが、より近くに住宅が存在する可能性があることから、それらの位置を漏れなく把握した上で適切に選定すること。

ウ 建設機械の稼働による騒音及び振動について、ブルドーザー、バックホー等を使用する作業は、銚子市環境保全条例に基づく特定建設作業に該当する。については、当該作業騒音及び振動の予測を行い、市条例における特定建設作業の規制基準との整合についても評価すること。

（４）動物及び陸水生物

ア 事業区域及びその周辺において、希少猛禽類の繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成２４年１２月環境省）を参考として、原則として２営巣期を含む１年半以上の調査を実施し、繁殖状況等を把握すること。

イ バードストライク等の予測は不確実性が高いため、鳥類及びコウモリ類に係る死骸調査では、当該地域におけるバードストライク等の実態を可能な限り詳細に把握し、より精度の高い予測を行うことが重要である。ついては、周辺の風車での衝突状況を把握するため、同位置で更新する４基の既設風車のみでなく、撤去予定の風車においても可能な限り死骸調査を行うこと。

ウ コウノトリ等の重要な種について、事業区域及びその周辺に生息する可能性があることから、希少猛禽類等と同様に飛翔状況を確認し、新設風車の稼働による衝突リスクについて予測及び評価すること。

エ 昆虫類、魚類、底生生物の調査について、春季、夏季、秋季の３季において合計３回行うとしているが、千葉県環境影響評価技術細目に基づき、昆虫類については初夏にも行うなど、それぞれ時期を考慮した上で適切な回数行うこと。

（５）生態系

「風車の設置場所は畑地等の人為的な改変を受けている環境であるため、生態系への影響は極めて小さい」として、環境影響評価項目に選定していないが、事業の実施に伴い、生態系の上位種である猛禽類がバードストライクにより減少することや、畑地や樹林地を改変する場合は、基盤環境が変化することが考えられ、生態系への影響が生じるおそれがある。ついては、生態系を環境影響評価項目に選定すること。

（６）景観

新設風車を北西側の新たな場所に設置することや、風車が大型化することに伴い、東庄県民の森からの眺望景観に影響を及ぼすおそれがあることから、当該地点を主要な眺望点として選定すること。

3 その他

環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他の方法で公表する際は、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。